

# 女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業実施業務企画提案仕様書

1 業務名 女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業実施業務

## 2 目的

少子高齢化の進行や若年者の市外流出により労働力の減少が進む一方で、女性・高齢者の就業率は、全国・全道平均と比べて低く、潜在人材の活用が図られていない状況にある。

また、多くの市内企業で人手不足が深刻な状況となっていることから、女性・高齢者などの潜在的労働力を活かす多様な働き方による雇用創出を促進する。

## 3 業務内容

### (1) 市内企業向け「多様な働き方」導入支援業務の実施に関すること

受託者は、企業が多様な働き方を導入するにあたっての啓発、実践方法の周知やノウハウの習得等に係る業務を行うものとし、下記①～③の条件を踏まえ、市の想定事業（下記④）と同等以上の効果が見込まれる事業を提案すること。

#### ① 参加対象企業

市内に事業所を有する企業で、主に、人材確保を課題と捉え、潜在人材の活用を検討している企業とする。

#### ② 参加企業目標数

20社（複数回のイベント等の合計数も可）

#### ③ 参加費用等

参加企業の参加料は無料とする。なお、実施会場の駐車場料金についても、参加企業の負担とならないよう配慮すること。

#### ④ 想定事業

ア 市内企業向け「多様な働き方導入実践セミナー」を実施する。

イ セミナーには、偏りのない業種・職種の企業を集めることとする。

ウ セミナーの所要時間は、1回あたり3時間程度とする。

エ 会場は、交通アクセスの利便性や駐車場の確保等を考慮するとともに、参加者数に応じ十分なスペースを有する会場とする。

オ 演台やマイク、プロジェクター等、セミナーに必要な備品については、受託者において準備する。

カ 講師については、これまで自治体セミナー等で講師の実績がある者等、多様な働き方に関する豊富な知識を有し、多様な働き方導入に必要なノウハウ等を事業者に分かりやすく説明できる者を選定する。

キ 開催にあたって、より実効性の高いセミナーとなるよう、事前に参加企業に対してヒアリングを実施するなどの工夫を行う。

(2) 潜在人材向け就職支援業務の実施に関すること

受託者は、女性や高齢者等の潜在人材が多様な働き方を行うにあたっての準備支援や就業後に役立つ基礎知識・技術の習得等に係る業務を行うものとし、下記①～③の条件を踏まえ、市の想定事業（下記④）と同等以上の効果が見込まれる事業を提案すること。

① 参加対象者

主に、就業意欲はあるが、就職活動に至らない市内在住の潜在人材とする。特に、就労を希望するひとり親家庭の母親についても参加を促すよう工夫すること。

② 参加目標数

40名（複数回のイベント等の合計数も可）

③ 参加費用等

参加料は無料とする。なお、実施会場の駐車場料金についても、参加者の負担とならないよう配慮すること。

④ 想定事業

ア 潜在人材向け「就職基礎講座」を実施する。

イ 講座は、参加者が受講しやすいよう2回以上の開催とし、様々な業種・職種で就業するにあたって必要な基礎的知識を習得できる内容とする。

ウ 1回あたりの開催日数・時間は、3日間以上・20時間以上とし、連続もしくは数日間の間隔を空けて開催する。なお、家事や子育て、介護等と仕事の両立への不安などから就職活動に至っていない者も参加することから、参加者が受講しやすいスケジュールとなるよう配慮する。

エ 会場は、交通アクセスの利便性や駐車場の確保等を考慮するとともに、参加者数に応じ十分なスペースを有する会場を選定する。また、演台やマイク、プロジェクター等研修に必要な備品については、受託者において準備する。

オ その他、潜在人材の掘り起こし、参加者募集の工夫を行う。

(3) おしごと相談会および就業意欲向上イベントの実施に関すること

受託者は、市内の企業と潜在人材とのマッチングに繋がる「おしごと相談会」および潜在人材の就業意欲向上に資するイベント開催業務を行うものとする。

① 参加対象者

「潜在人材向け就職基礎講座」参加者のほか、主に、就業意欲はあるが、就職活動に至らない市内在住の潜在人材とする。

② 参加対象企業

市内に事業所を有する企業で、(1)の参加企業のほか、主に、人材確保を図るため、女性・高齢者などの潜在人材を活かせる雇用形態や職場環境の整備など、多様な

働き方の試行・導入に意欲を示す企業、既に潜在的労働力を活かす多様な働き方を導入し、雇用創出に取り組んでいる企業とし、できる限り幅広い業種・職種の企業を集めること。

③ 参加目標数

参加者は合計80名、参加企業は合計30社とする。

④ 参加費用等

参加者・参加企業ともに参加料は無料とする。なお、駐車場料金についても参加者・参加企業の負担とならないよう配慮すること。

⑤ おしごと相談会および就業意欲向上イベントについては、下記のとおり実施するものとする。

ア おしごと相談会および就業意欲向上イベントは同時開催とし、各2回以上開催すること。

イ 開催日程は各1日間で、詳細な日程については、市と協議の上決定すること。

ウ おしごと相談会は、「潜在人材向け就職基礎講座」等で把握した個人のキャリアや就業希望条件等を参考としながら、企業と潜在人材のマッチングに繋がる説明会の開催を基本的な内容とする。

エ 就業意欲向上イベントは、女性や高齢者等の潜在人材の興味を引き、就業意欲の喚起に繋がることを目的として開催し、潜在人材の特性を踏まえたうえで参加者が自己理解を深め、マッチングの促進が図られるような有意義な内容として企画立案を行うこと。

オ 会場は、交通アクセスの利便性や駐車場の確保等を考慮するとともに、参加者数・参加企業数に応じ十分なスペースを有する会場を選定すること（特にイベントを同時開催することにより参加人数規模が大きくなることを十分考慮すること）。また、演台やマイク、プロジェクター等必要な備品については、受託者において準備すること。

カ その他、自由提案として、潜在人材の掘り起こし、参加者の募集や参加企業の開拓の工夫、おしごと相談会を契機にマッチングに繋がるような有意義な内容とするための企画立案を行うこと。

(4) 託児サービスに関すること

① 子育て中の女性が参加しやすいよう、参加者から希望があった場合には、(2) および(3)のイベント等を実施する際には、託児サービスを実施すること。

② 託児中は、託児を行う者を専従で配置することとし、託児人数に応じて専従者を増やすこと。また、託児サービス利用者の責めに帰する損害や託児サービス提供者の責めに帰する損害に対応するため、必要な保険に加入すること。

(5) 参加者のフォローアップに関すること。

(2) および(3)のイベント等の各参加者に対しては、受託者においてヒアリング等を実施し、個々の就業希望条件や適性を把握したうえで、企業見学、就業体験、キャリアカウンセリング等の伴走支援を行うとともに、必要に応じて、ハローワークマザーズコーナー、マザーズキャリアカフェ、ポリテクセンター、シルバー人材センター等関係機関と連携し、職業訓練や研修への誘導を図ること。また、マッチング後の職場定着を図るための参加者・参加企業への就業支援を行うこと。

(6) 参加企業へのフォローアップに関すること。(アドバイス事業)

希望に応じて、(1)の参加企業に対し、(3)の説明会でのマッチング成立ポイントや潜在人材が働きやすい柔軟な雇用形態や職場環境の整備への助言・提案など、ノウハウを有する専門家による課題解決支援を行うこと。

(7) 導入事例しごとガイドデータ作成

市内企業の多様な働き方の導入事例について紹介する市HP掲載用のデータを作成すること。

(8) その他付随業務

① 参加募集・受付

参加者・参加企業を確保するため、効果的な方法により十分な周知を行うこと。

② 運営業務

参加者の出欠確認、受講管理を適切に行うこと。また、事業実施に必要な運営体制を確保すること。

③ 参加者・参加企業アンケートの実施・集計

参加者および参加企業へアンケート調査を実施し、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容は、事前に市と協議すること。

④ 報告業務(随時状況報告および実績報告)

ア 参加企業・参加者の申込状況、アドバイス事業における支援状況等、事業の進捗状況等については、随時報告すること。

イ 委託業務完了後、速やかに実績報告書を作成し提出すること(報告内容は市と協議の上決定する)。

⑤ その他事業の企画・運営に係る業務 など

#### 4 業務範囲

(1) 3 (1) 参加企業の開拓

(2) 3 (1) の企画・実施・運営

(3) 潜在人材の募集(掘り起こし)(3 (2) および(3)の参加者の開拓)

(4) 3 (2) の企画・実施・運営

- (5) 3 (3) 参加企業の開拓
- (6) 3 (3) の企画・実施・運営
- (7) 3 (2) および (3) 参加者のフォローアップ
- (8) 3 (1) 参加企業へのフォローアップ (アドバイス事業)
- (9) 就職に繋がらなかった求職者等に対する就労支援施設等との連携
- (10) マッチング後の職場定着を図るための参加者・参加企業への就業支援
- (11) 事業終了後の実績報告および導入事例しごとガイドデータ作成
- (12) 参加者・参加企業アンケートの実施
- (13) その他事業の実施に関する業務

## 5 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、市および受託者双方の協議により処理する。また、業務実施にあたっては、市が実施する他事業と連携を図りながら、効果的な実施方法により執り行うものとする。
- (2) 事業運営上やむを得ない事情がある場合は、市と協議のうえ、各業務の日程・場所を変更することができるものとする。
- (3) 本業務の履行にあたり、市は受託者が必要とする資料の提供について協力するものとする。
- (4) 市または本市関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- (5) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (7) この業務の遂行にあたり、委託者から引き渡された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (8) 受託者は、受託業務の成果物のうち、導入事例しごとガイドデータについては、成果物の納入、検査合格後、直ちに市に無償で譲渡するものとする。
- (9) 提案価格の消費税等については、1円未満の端数は切り捨てるものとする。